

○国土交通省告示第二十六号

海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）の施行に伴い、並びに船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第六十八条の四第三号、第四号、第六号及び第七号の規定に基づき、特定操縦免許講習の必要履修科目の講習時間等の講習の内容及び講習の方法等の基準を定める告示を次のように定め、令和六年四月一日から適用する。

令和六年一月十九日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

特定操縦免許講習の必要履修科目の講習時間等の講習の内容及び講習の方法等の基準を定める告示

1 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（以下「規則」という。）第六十八条の四第三号の告示で定める講習の内容及び講習の方法の基準は次のとおりとする。

- 一 講習の内容及び別表に掲げる要件を満たすものであること。
- 二 講習の方法が次に掲げる要件を満たすものであること。
 - イ あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行うものであること。
 - ロ 講習を受ける者一人に対する講習時間は、一日につき八時間を超えないものとし、講習を受ける者が適確かつ効果的に必要となる知識及び技能を修得するに相当と認められる日程により行うものであること。

- ハ 講習を受ける者の修得の状況に応じ、適宜補講を行うものであること。
- ニ 実技講習（小型船舶の取扱い、基本操縦及び応用操縦に関する科目に係るものに限る。）については、実習用小型船舶を二隻以上（事故発生時における救助体制その他の安全を確保するための措置の内容及び方法を勘案して二隻以上を使用しなくても安全が確保されるものと認められる場合を除く。）使用して行うものであること。
- ホ 学科講習及び実技講習（救命に関する科目に係るものに限る。）の規模は、一回の講習につき、おおむね五十人以下であること。
- ヘ 実技講習（小型船舶の取扱い、基本操縦及び応用操縦に関する科目に係るものに限る。）にあつては、講師一人につき同時に講習を受ける者の数は三人以下であること。
- ト 実技講習（救命に関する科目に係るものに限る。）の実施にあつては、講師のほか、補助者一名が補助するものであること。
- チ 講習に必要な施設及び設備を適正な方法により使用するものであること。
- リ 学科及び実技による修了試験その他適当と認められる方法による修得状況の審査を行うものであること。
- ヌ イからリまでに掲げるもののほか、公正性、公平性及び安全性並びに講習効果の観点から適当と認められる方法により講習を行うものであること。

2 規則第六十八条の四第四号の告示で定める研修の基準は次のとおりとする。

一 特定操縦免許講習管理者の研修の基準

イ 特定操縦免許講習管理者として特定操縦免許講習の運営の管理に必要な知識及び能力を修得させるのに適当であると認められるものであること。

ロ 研修科目及び時間数が次の(1)から(4)までに掲げる研修科目の区分に応じ、当該(1)から(4)までに定める時間数を満たすものであること。

(1) 管理者としての心得 ○・五時間以上

(2) 船舶職員及び小型船舶操縦者法及び関係法令 一・五時間以上

(3) 特定操縦免許講習実施要領等について ○・五時間以上

(4) 特定操縦免許講習の概要等について 一時間以上

ハ 研修の講師は、特定操縦免許講習管理者の研修を行うのに十分な知識、能力及び経験を有すると認められる者であること。

ニ 適当と認められた研修実施規程により、研修を行うものであること。

ホ 特定操縦免許講習管理者の研修以外の管理者の研修（以下この号において「管理者研修」という。）においてロに掲げる研修科目の研修の内容に相当する内容の研修を修了したものと認められる者が研修を受ける場合の研修科目は、ロに掲げる研修科目から、管理者研修において

履修したものを除いたものとするができる。

へ 研修を全て修了した者に対してのみ受講証明書を発行するものであること。

ト 必要に応じて、再研修を行うものであること。

チ その他必要と認められる内容により行われるものであること。

二 特定操縦免許講習講師の研修の基準

イ 特定操縦免許講習講師として特定操縦免許講習の教育に必要な知識、能力及び教育指導要領を修得させるのに適当であると認められるものであること。

ロ 次の各表の講師の別に該当する区分ごとに定める研修科目、研修方法及び時間数を満たすものであること。ただし、別の区分の特定操縦免許講習講師の研修を併せて受ける場合には、同一の研修科目について一方の研修の研修科目を省略することができる。

(1) 学科講習（救命に関する科目に係るものを除く。）を講習する講師であって、当該講師に初めてなろうとする者又は当該講師に係る研修を最後に受けた日から五年を超えた者の場合

研 修 科 目	研 修 方 法	時 間 数
一 講師の服務及び心得	講義又は演習	一時間以上
二 小型船舶に関する一般知識	講義又は演習	一時間以上
三 講習の指導方法（学科Ⅰ）	講義又は演習	六時間以上

四 講習の指導方法（学科Ⅱ）	講義又は演習	四時間以上
五 修了審査要領（学科Ⅰ）	講義又は演習	一時間以上
六 修了審査要領（学科Ⅱ）	講義又は演習	○・五時間以上
七 乗船実習	乗船実習	三時間以上
計		十六・五時間以上

(2) 実技講習（小型船舶の取扱い、基本操縦及び応用操縦に関する科目に係るものに限る。）を講習する講師であつて、当該講師に初めてなろうとする者又は当該講師に係る研修を最後に受けた日から五年を超えた者の場合

一 講師の服務及び心得	講義又は演習	一時間以上
二 小型船舶に関する一般知識	講義又は演習	一時間以上
三 講習の指導方法（実技）	講義又は演習及び乗船実習	五時間以上
四 修了審査要領（実技）	講義又は演習及び乗船実習	五時間以上
計		十二時間以上

(3) 学科講習（救命に関する科目に係るものを除く。）を講習する講師であつて、当該講師に係る研修を最後に受けた日から五年以内の者の場合

研修科目	研修方法	時間数
一 最近の小型船舶の事情	講義又は演習	二時間以上
二 講習の指導方法（学科再Ⅰ）	講義又は演習	三時間以上
三 講習の指導方法（学科再Ⅱ）	講義又は演習	二時間以上
計		七時間以上

(4) 実技講習（小型船舶の取扱い、基本操縦及び応用操縦に関する科目に係るものに限る。）を講習する講師であつて、当該講師に係る研修を最後に受けた日から五年以内の者の場合

研修科目	研修方法	時間数
一 最近の小型船舶の事情	講義又は演習	二時間以上
二 講習の指導方法（実技再）	講義又は演習	三時間以上
計		五時間以上

(5) 学科講習（救命に関する科目に係るものに限る。）及び実技講習に係る科目（救命に関する科目に係るものに限る。）を講習する講師の場合

研修科目	研修方法	時間数
一 服務心得及び教育心理学	講義又は演習	五時間以上
二 救命	講義又は演習	十四時間以上

ハ 研修の講師は、特定操縦免許講習講師の研修を行うのに十分な知識、能力及び経験を有すると認められる者であること。

ニ 特定操縦免許講習講師の研修以外の講師又は教員の研修（以下この号において「講師等研修」という。）において、ロに掲げる研修科目の研修の内容に相当する内容の研修を修了したものと認められる者が研修を受ける場合の研修科目は、ロに掲げる研修科目から、講師等研修において履修したものを除いたものとするができる。

ホ 適当と認められた研修実施規程により、研修を行うものであること。

ヘ 修了審査に関する基準を設け、これにより判定を行うものであること。

ト へによる判定に合格し、研修を全て修了した者に対してのみ受講証明書を発行するものとし、ロ(1)から(4)までの区分に該当する研修については、その研修の効果が五年間以内の期間となつていること。

チ 必要に応じて、再研修を行うものであること。

リ その他必要と認められる内容により行われるものであること。

3 規則第六十八条の四第六号の告示で定める教科書の基準は次のとおりとする。

一 別表の必要履修科目を履修させるのに必要な内容を含むものであること。

<p>1 小型船舶の取扱い、基本操縦及び応用操縦に関する科目</p> <p>一 発航前の準備及び点検</p> <p>二 安全確認</p> <p>三 人命救助</p> <p>四 避航操船</p> <p>五 離岸及び着岸</p>	<p>小</p>	<p>3 救命に関する科目</p> <p>一 操練実施の意義</p> <p>二 人命喪失を含む海難とその発生の可能性</p> <p>三 膨張式救命いかだ及び艤装品</p> <p>四 生存維持のための体力維持と応急医療知識</p>
<p>乗船実習</p>	<p>計</p>	<p>講義</p>
<p>四時間以上</p>	<p>五時間以上</p>	<p>一時間以上</p>

<p>合 計</p>		<p>十五時間以上</p>
<p>小 計</p>		<p>十時間以上</p>
<p>2 救命に関する科目</p> <p>一 救命胴衣の使用法</p> <p>二 水中への飛び込み及び水中から救命いかだへの乗り込み等の非常時においてとるべき行為</p> <p>三 応急医療（心肺蘇生法を含む。）</p> <p>四 信号装置及び無線救命設備の使用</p>	<p>実習</p>	<p>六時間以上</p>

備考

海技士（航海）又は海技士（機関）の資格についての海技免許を受けている者又は海上運送法等の一部を改正する法律による改正前の船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百四十九号）第二十三条の二第二項に規定する小型旅客安全講習課程を修了した者その他当該講習課程を修了した者と同等の知識及び技能を有する者が講習を受ける場合の必要履修科目は、この表に掲げる必要履修科目から、救命に関する科目に係る講習を除いたものとすることができる。